

放課後児童クラブで一時預かりをします

(新型コロナウイルス感染症対策)

小学校の休業延長に伴い、保護者の就労等により家庭で過ごすことが困難な児童の一時預かりを実施します。

実施期間	令和2年4月8日(水)～5月1日(金)
預かり時間	午前8時～午後6時まで
実施場所	各小学校等(保護者送迎)
対象児童	原則1～4年生(5・6年預かり可)
利用料金	日額500円 (実施期間の上限額4,000円)
申込先	<u>各児童クラブ</u>
提出書類	・「坂井市児童クラブ一時預かり利用申込書」 ・「入所児童調査票」

すでに児童クラブに登録している児童(長期休暇含む)は申込みの必要はありません。

「坂井市児童クラブ一時預かり利用申込書」と「入所児童調査票」は、各児童クラブ・各小学校にあります。

申込みをした翌日からの利用となります。

児童クラブの開設場所が分からない方はお問い合わせください。

小学校の休業期間が再延長した場合は、その期間まで実施します。

詳しくは、[坂井市のホームページ](#)をご覧ください。

(申込書のダウンロードもできます)

問い合わせ先

坂井市子育て支援課

TEL: 0776-50-3042